

「働き方改革ガイドライン案に関する意見」

1. 給特法の原則に立って、時間外勤務は命じられないことを明記すべきです。
2. その上で、それでもなお生じる時間外勤務があることを認めるのであれば、時間外勤務手当を支給できるように給特法を改正することを明記すべきです。
3. 以上の 2 点を踏まえた上で、上限規制をするのであれば、違反した場合の罰則規定を含めた上限規制が守られる実効ある施策とセットで示されるべきです。また、勤務時間は重要な労働条件であることから、教職員組合との誠実な協議を前提とすることを明記すべきです。
4. 上記の 3 点についての言及もなく、時間外勤務時間の上限の「目安」のみを示すだけでは、教職員に「ただ働き」を事実上強いるものとなります。上限規制という名で教職員の時間外勤務に正当性を与えることは許されません。
5. とりわけ、「特例的な扱い」として月 80 時間から 100 時間の時間外勤務を認めようとするのは、際限のない長時間労働に道を開き、教職員の過労死を容認・促進するものであり、断じて容認できません。

以 上